

3月、4月は転入・転出のシーズンです。水道の使用中止や開始の手続きを忘れずをお願いします。大変混み合う時期ですので、引っ越しの一週間前までに手続きをお願いします。

上下水道の広場



引っ越しシーズン！ 水道の手続きもお忘れなく



インターネットで手続き

水道の使用開始・中止の手続きは、インターネットでもできます。詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください(13ページにアドレス)



電話で手続き

上下水道局
お客様センター ☎(823)8431
(平日の午前8時30分～午後5時15分)

使用を開始するとき

次のことをお知らせください

- ▼住所(アパート名と部屋番号も)
- ▼氏名(水道使用者名)
- ▼電話番号(携帯電話も可)
- ▼引っ越し日(使用を開始する日)
- ▼ご連絡いただいたかたの氏名
- ・アパートや借家などの玄関・ポストにある「口座振替申込書」でも届け出ができます。必要事項を記入して、返信用封筒でお送りください
- ・入居したときに水が出るかを確認してください。水抜き栓を操作しても水が出ないときは、上下水道局お客様センターへご連絡ください

使用を中止するとき

次のことをお知らせください

- ▼お客さま番号(水道使用量・料金等のお知らせ)か「納入通知書兼領収書」に記載されています)
- ▼住所(アパート名と部屋番号も)
- ▼氏名(水道使用者名)
- ▼電話番号(携帯電話も可)
- ▼引っ越し日(使用を中止する日)
- ▼引っ越し先の住所
- ▼ご連絡いただいたかたの氏名
- ・市内で引っ越しする場合は、引っ越し先の使用開始も同時に手続きできますので、忘れずをお願いします

- こんなときもお客様センターへご連絡ください**
- ・届け出をしている水道の使用者や、共同住宅などの所有者が変わったとき
 - ・家屋の解体などで水道の使用を中止するとき
 - ・長期出張、旅行、入院などで長期間水道を使用しないとき

料金のお支払いは便利な「口座振替」で



水道料金や下水道使用料などのお支払いは、「口座振替」をご利用ください。預金通帳と通帳印を持ち、取り扱い金融機関または上下水道局お客様センター(川尻みよし町14-8)で手続きしてください。

「口座振替」をご利用のかたは、2か月ごとの支払いの料金を2分割し、1か月ごとに「口座から引き落としする『毎月払い』」にすることが出来ます(メーター検針は2か月ごと)。ただし、毎月支払いをしているかたで、2回続けて振り替えができなかったときは、このサービスを利用できなくなりますのでご注意ください。

【毎月払いの申込方法】

■「口座振替」をご利用のお客さま

・お客様センターへ電話でお申し込みください

■納入通知書でお支払いのお客さま

・「口座振替」の申し込みの際に、申込書の振替月欄の「毎月」に記入してください

■「口座振替」のかたが「引っ越し」をするときは

①市内で引っ越しをする場合、申し込まれると引っ越し先でも同じ「口座」を継続してご利用できます

②引っ越しに伴って振替「口座」を解約する場合は、金融機関やコンビニエンスストアで支払うことができる「納入通知書」をお送りします

▼①②とも、引っ越しの手続きの際にお申し出ください

いつでも いっまでも



「上下水道の広場」では、みなさまからのご意見や感想、ご質問などをお待ちしています



〒010-0945 川尻みよし町14-8

上下水道局総務課経営企画係

☎(823)8434・FAX(824)7414

Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp

上下水道局ホームページで、秋田市の水道と下水道に関するさまざまな情報をご覧ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/>

宅地内の漏水点検は定期的に行いましょう

宅地内で漏水が発生すると、漏水した水量分の水道料金・下水道使用料は、原則、お客さまの負担となります。定期的に漏水の点検をしましょう。

漏水の確認方法

- ① 屋内と屋外のすべてのじゃ口を閉める
- ② 水道メーターのパイロット部分(下図の赤丸部分)が回転しているか確認する



▼じゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、漏水の可能性があります。不安を感じたら、お客様センターへお問い合わせください

水道水以外の井戸水や沢水の使用も必ず届け出を

井戸水や沢水など、水道水以外の水を使用して、その排水を公共下水道や農業集落排水施設、市が設置した浄化槽へ流す場合は、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料を負担していただくこととなります。各ご家庭や事業所などで、水道水以外の使用を開始または中止する場合は、お客様センターへ必ず届け出てください。
また、現在、水道水以外を使用していて、まだ届け出をしていないかたも、お客様センターへご連絡ください。

有効期間満了となる水道メーターなどの取り替え作業を実施します

有効期間満了となる水道メーターの取り替え

各ご家庭や事業所などに設置されている水道メーターは、使用有効期間が8年間と法律で定められています。

上下水道局では、期間満了を迎える水道メーターの取り替え作業を無料で行っており、3月、4月の水道メーター検針時に、その対象世帯へ、お知らせ票で通知します。

取り替え作業▼4月上旬から12月下旬までに、上下水道局が委託した秋田市上下水道サービス(株)の担当工事業者が、身分証明書を持って訪問し作業を行いますので、ご協力願います

水道メーター前後の鉛製給水管の取り替え

各ご家庭や事業所などの水道メーター前後約50cmにある鉛製給水管の取り替えを行っています。事前に、郵送で対象世帯へ通知します。

取り替え作業▼上下水道局が委託した秋田市指定給水装置工事事業者が、身分証明書を持って訪問し作業を行いますので、ご協力願います

お問い合わせ お客様センター ☎(823)8433-1



次のページへ
つづく

